

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来の社是である「みんなで良くなろう」「誠実に事に当たろう」「積極的にやろう」を経営理念とし、長期的・継続的な企業価値向上を目指し、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、企業体質の強化・経営の効率性改善に努めております。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示を行い、経営の健全性・透明性の確保を図って参りました。

こうした取組みを一層強化するため、コーポレート・ガバナンスを統括する部署として、2006年4月、総務本部内にCSR社長室を新設しました。その後、2009年7月の組織変更により、新設された経営企画部に機能が移管されました。当社では、株主・投資家・顧客・取引先・従業員・債権者・地域社会等ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、社会的要請や期待に応えていくことで、当社企業価値の向上を図ることをCSR(企業の社会的責任)の中核概念と位置付け、経営企画部が中心となって、コーポレート・ガバナンスを強化し、ステークホルダーに対する積極的な情報発信とコミュニケーションを行っていく体制をとっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,950,000	14.46
三菱電機株式会社	2,286,400	11.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	683,100	3.35
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	638,000	3.13
資産管理サービス信託銀行株式会社	577,500	2.83
刈田耕太郎	541,244	2.65
徳永耕造	499,400	2.45
江頭憲治郎	419,952	2.06
株式会社三井住友銀行	410,000	2.01
帝国電機取引先持株会	408,100	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記の他に当社は自己株式12,750株を所有しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
林晃史	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林晃史	○	＜略歴＞ 平成2年4月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録 北山法律事務所(現神戸京橋法律事務所)入所 平成21年5月 神戸京橋法律事務所副所長(現任) 平成24年4月 兵庫県弁護士会会長 平成26年6月 株式会社椿本チエイン補欠監査役(現任)	弁護士としての豊富な経験から法律に関する相当程度の知見を有しており、独立した立場から法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言をしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図るためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

任意の委員会の有無	なし
-----------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計監査人は当社グループ（当社及び連結子会社）の期中における会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、相互の監査方針、重点監査項目等の意見交換を行い、会計監査人の監査結果について随時報告を受け、必要に応じて協議を行う等、会計監査人と緊密な連携を図っております。

当社は、内部監査部門として社長直轄の監査室（人員1名）を設置しております。監査室は、期初に策定する監査計画に基づき、主に常勤監査役と連携を取りながら当社グループ（当社及び連結子会社）の諸活動について、業務の適法性や効率の向上を図るべく、内部監査規定に基づき内部監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川克博	他の会社の出身者													
曾我巖	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		<略歴> 昭和47年4月 大阪中小企業投資育成株式会社入社 平成8年6月 同社業務第一部長	大阪中小企業投資育成株式会社常勤監査役としての経験から経営に関する深い知見を有しており、第三者的視点から業務執行の適法性監査に留まることなく大局的な観点で助言をいただくことにより、当社の経営監視機能を強化するためであります。 なお、長谷川氏の所属する株式会社MORES

長谷川克博	○	平成11年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成22年6月 大阪中小企業投資育成株式会社 常勤監査役 平成24年5月 株式会社MORESCO 監査役(現任)	COは、当社との間でポンプの販売等の取引関係がありますが、同氏個人が直接利害関係を有することも無いため独立性を有する社外監査役に適任であると判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 株式会社MORESCOは、当社との間でポンプの販売等の取引関係がありますが、同氏個人が直接利害関係を有することも無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
曾我巖		＜略歴＞ 昭和38年4月 三菱電機株式会社入社 平成11年6月 同社三田製作所総務部長 平成14年2月 日本インジェクタ株式会社入社 代表取締役常務 平成17年3月 日本インジェクタ株式会社 代表取締役副社長 平成19年4月 三菱テクニカ株式会社 非常勤顧問 平成19年6月 当社監査役(現任)	三菱電機株式会社において長年に亘り経理・総務部門の業務に携わっていたことから財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、また、これまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただくためであります。 なお、三菱電機株式会社は当社主要株主ではありますが、曾我氏は同社を平成14年に退社しており、その後従事した日本インジェクタ株式会社、三菱テクニカ株式会社とも当社と取引等の特別な利害関係がなく、既に同氏は両社とも退社しており、同氏個人が直接利害関係を有することも無いため、独立性を有する社外監査役に適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
---	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度のほか、役員持株会を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、業績との連動を強化し企業価値の継続的向上を図るものであること、並びに報酬の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針としております。また当社の役員の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。

個別の報酬については、各人の業績・経営貢献度と世間水準等を勘案し、取締役は、代表取締役が取締役会に提案の上で決定し、監査役は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会・監査役会等への出席、情報の共有・収集等が円滑になされるよう、当社スタッフが必要なサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(a)意思決定

当社の経営上の意思決定機関と位置づけられる「取締役会」は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するため、重要案件等については必要に応じ臨時に開催しております。

(b)業務執行

社内諸規定において責任部門・執行手続等を定めており、取締役会において経営上の意思決定がなされると、業務執行の責任部門に対し指示が出されます。

(c)監査・監督

当社は監査役設置会社であります。「監査役会」は常勤監査役2名・社外監査役2名(うち独立役員1名)の計4名で構成されており、原則として3ヶ月に1回開催されるほか、必要に応じ随時開催することとしております。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行います。監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び社内の重要な会議に出席するとともに、業務執行の妥当性・適法性に関する厳正なチェックを行うため、社内各部門及び子会社に対し監査を行っております。

また、社長直轄の組織として「監査室」(人員1名)を設置し、監査役と連携して当社グループ(当社及び連結子会社)の諸活動について、業務の適正性や効率の向上を図るべく、内部監査規定に基づき内部監査を行っております。

(d)指名

取締役候補は、過去の職歴、実績、経験等を勘案のうえ、取締役会の決議を経て取締役の選任に関する議案として株主総会に上程いたします。

監査役候補は、過去の職歴、実績、経験等を勘案のうえ、監査役会の同意を得た後、取締役会の決議を経て監査役の選任に関する議案として株主総会に上程いたします。

(e)報酬決定

報酬につきましては、取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第102期定時株主総会において年額168,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第99期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議されております。個別の報酬においては、各人の業績・経営貢献度と世間水準等を勘案し、取締役は、代表取締役が取締役会に提案の上で決定し、監査役は、監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査役設置会社であり、会社法に規定する株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。当社の経営上の意思決定機関として位置づけられる取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、迅速な意思決定と業務運営ができる規模となっております。社外取締役については、独立した立場から当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言をすることにより、経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制を強化し、社内取締役はそれぞれ担当業務を持ち責任が明確化されているとともに、本部長会議において各業務の相互監視を行うことにより経営の公正性及び透明性を高めております。また、業務の執行にあたっては、職務分掌規定及び職務権限規定等の社内規則に基づく責任と権限及び意思決定ルールにより、各取締役の業務執行が適正かつ効率的に行われる体制となっております。

当社の経営監視機関として位置づけられる監査役会は、社外監査役2名及び常勤監査役2名の合計4名で構成されており、取締役の業務執行について豊富な経験、知見及び専門知識により適切な監視が行える体制をとっております。社外監査役については、経営陣から一定の距離にある中立的な外部者の立場で取締役会に出席し、適法性監査に留まることのない大局的な観点で助言を行うことにより経営監視機能を強化しており、常勤監査役については社内に精通した者の立場で取締役会及び重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を把握したうえで客観的な観点から発言することにより経営監視の実効性を高めております。また、社外監査役2名のうち1名を独立役員として指名し、社外監査役の独立性・中立性を明確化することによりさらなる経営監視機能の強化を図っております。

また、当社では「内部統制システム構築の基本方針」や「グループ行動規範」の作成等、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の充実を図っており、監査役や内部監査部門が業務監査等を通じてその実行状況を監視しております。

そして、リスク管理については、社長直轄のリスク管理委員会が設置されており、各種リスクの抽出や対策の検討及び財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価等を行っております。常勤監査役もリスク管理委員会に参加しており、各部門から抽出されるリスクや財務報告に係る内部統制の状況等を監視することにより監査役の機能強化が図られております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主との直接対話の場としての株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化については常々留意しております。具体的施策としては、株主総会での報告事項のビジュアル化、当社ホームページ上での招集通知の掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び期末に関する決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、年次報告書などのIR資料を、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	帝国電機グループ行動規範で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全につきましては、環境保全委員会(ISO14001)の活動を通じて、取り組んでおります。また、2006年4月にCSR社長室を新設し、CSR活動をより積極的に推進しております。その後、CSR社長室は2009年7月の組織変更により、新設された経営企画部に機能が移管されました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について」において、方針を策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、保有する情報関連資産の管理に関わる基本原則である「情報管理に係る基本方針」及びそれに付随する諸規定に基づき情報の保存・管理を行う。各部署に情報の保存・管理に関わる責任者を設置し、その総括窓口を経営企画部とする。

2. 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスク管理を統括する組織として、各部門から任命された委員からなるリスク管理委員会を設置し、各部門の業務に係るリスクの抽出・評価・管理を行う。個々のリスクについての管理責任者は当該部門からの委員とする。リスク管理委員会の委員長は総務本部長とし、活動状況を取締役に報告する。

リスク管理委員会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制についても、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況について審議を行う。

当社では、大震災等の災害時を想定したBCP(事業継続計画)の一環として「危機管理規定」を制定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、または損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。グループ各社は当社の危機管理規定を準用する。

3. 当社企業グループの取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を原則として1か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規定」、「職務分掌規定」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

グループ各社は、「関係会社管理規定」及び「海外関係会社管理規定」に基づき、事業状況、財務状況その他の重要事項については、当社に対し定期的な報告を行うとともに、定期的に開催する取締役会において経営管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を確保する。また、グループ各社は、当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

4. 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用するコンプライアンス体制の基礎として、「帝国電機グループ行動規範」を定める。また、各部署及びグループ各社にコンプライアンス責任者を設置し、経営企画部がそれを統括する。経営企画部は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を推進するため、各部署及びグループ各社の責任者を通じ、全社員に対し指導・徹底を行い、必要に応じ研修・勉強会を実施する。

当社は、内部通報制度を設け、役職員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、総務本部長または社外弁護士に通報しなければならないと定める。グループ各社は当社の内部通報制度を準用する。当社及びグループ各社には、通報内容の守秘義務があり、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、当社企業グループは反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断する。「帝国電機グループ行動規範」にその旨を明文化し、役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用する行動規範として「帝国電機グループ行動規範」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規定を定めるものとする。各社に、情報管理責任者・コンプライアンス責任者を置くとともに、経営企画部がグループ全体の情報管理及びコンプライアンス体制を統括・推進する体制とする。

なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社監査役は、現段階ではその職務を補助する使用人を置くことを求めているが、今後そのような要請があった場合には、職務の補助を担当する使用人を選任する。職務の補助を担当する使用人を選任した場合には、当該使用人は監査役の要請に基づき補助を行う際に監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人の異動等人事については監査役の同意を要するものとし、独立性を確保する。

7. 当社企業グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、当社企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または取締役による重大な法令・定款違反行為があることを発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。また、「監査役会規則」で、監査役は必要に応じ、または定例の監査役会において取締役及び使用人から報告を受ける旨規定する。

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社企業グループの取締役、監査役または使用人(以下役職員という)にその説明を求めることとする。当社企業グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社企業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの役職員に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求した場合は、会社は監査役の職務の執行に必要なでないと認められるときを除きこれを拒むことができない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況につきましては、当社グループは反社会的勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断します。「帝国電機グループ行動規範」にその旨を明文化し、当社役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりませんが、以下の通り「会社の支配に関する基本方針」を策定しております。

当社は、「みんなで良くなろう」「誠実に事に当たろう」「積極的にやろう」という社是のもと、1939年の創業以来、鉄道信号機の製造・販売や電気自動車の開発など、常に研究開発型企業として成長を続けてまいりました。この永年にわたって培われた技術の積重ねによって、1960年に独自技術で当社の現在の主力製品である完全無漏洩の「ティコクキャンドモータポンプ」の開発に成功し、それが現在まで続く当社発展の原動力となっています。キャンドモータポンプは、有害な液体や危険な液体を絶対に外部へ漏らさないという構造的特徴を持っており、人や地球環境に最も優しいポンプとして地球環境問題に大きく貢献しています。そして、当社はその製造や製品検査に関する装置の開発など、製造にかかわる技術も自社開発に徹しており、その結果としてこれらについての特許も数多く取得しています。また、当社のキャンドモータポンプは、顧客の多様な要求を満足させるために個別受注生産されております。その構造的特徴から危険な現場で使用されることも多く、高い信頼性や長期に渡る過酷な使用環境に耐え得るだけの耐久性も要求されるため、その営業・設計には製品に対する深い知識のみならず、顧客の使用条件に対応できる豊富な知識と経験・ノウハウが必要となり、製造には高度な熟練技術を要します。そのため当社では、研究開発から製造、販売、メンテナンスまで一貫したサポート体制を構築しており、顧客との長期的な信頼関係を築くことにより、これらの経験やノウハウを蓄積しています。

このように、当事業は地道な研究開発や数多くの納入実績に裏打ちされた経験やノウハウ、長期的な視点に基づく設備投資や人材育成、取引先や地域社会との信頼関係など、永年にわたる努力の積重ねの上に成立しています。

当社の企業価値の源泉は、社是のもとこれらを支える豊富な知識と経験を持つ人材であること、及び脈々と受け継がれてきた経営資源や社風、そして株主の皆様方を始めとしたステークホルダーとの信頼関係が企業価値や株主共同の利益を支える基盤であるということが、当社の現状に対する基本認識であります。

当社を支配する者のあり方については、当社は株式公開会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付であっても、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、その目的、方法等において、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。判断にあたっては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、慎重に当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響等を検討し、判断する必要があると認識しています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社株式の取引や異動の状況を常に注視するとともに、危機対応マニュアルに基づいて社内体制を整え、役割分担・対応方法等を明確にして、当社株式を大量に取得し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する者が出現した場合に備えています。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否および内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、金融商品取引法等の関係法令を遵守し、投資家の皆様の投資判断に影響を与える決定事実や発生事実、決算に関する情報等の重要情報の開示について、東京証券取引所が定める適時開示規則に基づいた情報開示を行います。

2. 適時開示業務を施行する体制

当社及びグループ各社における、投資判断に影響を与える重要な会社情報（決定事実、発生事実、決算情報）及び各種の会社情報は、社内関係部署及びグループ各社から、情報の種類に応じて、各々収集する体制としております。

また、適時開示に係る会社情報のうち、決定事項については当該決定が行われたとき、その他の事項については該当事項が生じたときに発生したものとみなします。

適時開示に係る会社情報は、情報取扱管理責任者の指示のもと、取締役会の決議等社内手続きを経て、発生後遅延なく法令等に定める手続きにより公表を行っております。

なお、会社情報の管理及び公表については、必要に応じて、顧問弁護士、会計監査人、幹事証券会社及び証券代行機関等に確認しております。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリング

当社監査役は、取締役会への出席、重要な会議への出席等により、適時開示体制を対象とした監査を実施しております。

